

県南広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成25年2月8日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 397号
- 2 供用開始の区間 奥州市江刺区藤里字沢田204番1地先から字湯坪39番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成25年2月8日から同年3月8日まで